

別紙 「群馬県結核予防計画(第2次)」に関する意見概要、意見に対する考え方及び修正した箇所

番号	該当する 章番号・ページ	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により 修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
					修正前	修正後
1	第4章 目標を達成するための戦略 1 外国生まれ患者対策 14ページ	医療通訳の積極的な活用とあるが、重要な部分であることから、強力に実施すべき。	貴重な御意見をありがとうございます。 「群馬県感染症医療通訳者派遣事業」は、医療通訳者を派遣することにより、感染症の予防及び治療等公衆衛生の向上に寄与することを目的に実施しております。今後も外国生まれ患者が安心して適切に結核の治療を受けられるよう、積極的に感染症医療通訳者の派遣を実施して参ります。	無	—	—
2	第4章 目標を達成するための戦略 2 高齢患者対策 15ページ	定期健康診断の受診率の向上とあるが、現状の受診率が低いことから、健診の費用負担ゼロであることの周知や結核患者が増えつつあることの意識改革を徹底すべき。	貴重な御意見をありがとうございます。 市町村の結核健康診断については、各市町村と管轄保健所で協力して周知しているほか、結核予防週間の機会を捉えて、通所介護事業所等への啓発・周知を行っています。結核健康診断の受診率向上に向けて、周知の内容や方法について創意工夫しながら、さらなる周知に努めて参ります。	無	—	—
3	第4章 目標を達成するための戦略 (4)結核診療支援相談・地域連携の推進 16ページ	結核病床を有する指定医療機関(結核専門医療機関)が3病院であるが、東毛地区にも設置すべき。	貴重な御意見をありがとうございます。 結核専門医療機関は、感染性が比較的高い結核患者の入院を受け入れており、県内をひとつの医療圏として必要な結核病床を確保しているところです。なお、通院治療が可能な医療機関は県内に876箇所(診療所含む)を指定しており、通院治療に関しては身近な医療機関で診療が可能な体制を確保しております。引き続き県全体の医療提供体制の確保について、検討して参ります。	無	—	—